

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年2月16日（月）15:17～16:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授  
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

榎本 健太郎 厚生労働省老健局介護保険計画課長  
安濟 崇 厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐  
川端 輝彦 厚生労働省保険局高齢者医療課長補佐  
羽野 嘉朗 厚生労働省老健局介護保険計画課長補佐  
伊藤 秀俊 厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐

#### <事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長  
富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長  
松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官  
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 医療保険・介護保険の住所地特例の対象拡大
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 済みません。時間を少し過ぎておりますので、ヒアリングを始めさせていただきます。

医療保険・介護保険の住所地特例の対象拡大でございます。

今日も、一部の委員の方には、朝から立ちあつていただきまして、副大臣、政務官折衝ということで、ほかの項目につきましては、どんどんそういった形で政務に御登場いただいている状況になってございますが、これはまだそういった議論には至っておりません。

できましたら、またワーキンググループの議論の中でいろいろな前進感が出てくるといいと思っておりますが、そんな中で何度か御議論いただき、引き続きの議論ということになろうかと思います。

八田座長から、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをどうもありがとうございます。

議事録を見てみたのですが、この要望は多いです。いろいろな各地から要望されていて、切実なのだということはわかります。

早速、御説明をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○榎本課長 また本日もよろしくお願ひいたします。老健局介護保険計画課長でございます。

3回目の御議論ということで、前回の御議論の中で、個別に都市の自治体と地方の自治体の間で、協議で合意した場合についてはどうだろうかという御意見を頂戴しまして、それについて、また持ち帰って整理をすることになってございました。

紙の枚数が若干増えてございますが、1点目につきましては、3枚ほど使わせていただいて御説明させていただきたいと思っております。

まず、考え方なのですけれども、自治体間での合意でございますが、この辺は原則的な考え方を書かせていただいておりますけれども、基本的に住所地特例のあり方は、これまで御議論で御紹介申し上げましたように、サービスの基盤を整備する上で、本来であれば、地域で住民の方々を対象とした地域保険であることでやってきておるものですが、その例外的な措置として、必要な特養などの基盤をつくるために、財政の持ち合いをする必要があるということで、住所地特例が設けられてきた経緯があることは、これまで御説明申し上げたとおりです。

ですが、そもそもそれを今回さらに乗り越えてということで、前回もお話しいただいたところでございましたけれども、保険のあり方そのものをかなり大きく超えていく話になってくるのではないかというところが危惧されておりまして、もともと介護保険制度を創設したときの議論として、誰をどのような形の保険者にするのかという点について、当時、大変大きな議論がございまして、いろいろな議論を行った上で、職域でという議論などもあったわけなのですけれども、結果的に地域保険という形で議論する形になってございます。

実は、各市町村の保険者の皆さんも、まさに自分たち自身でつくり上げた制度だという思いが非常に強くございまして、地域保険にもかかわらず、地域外のものを入れていくような形になってくるということで、これが表に出てくると、これに対する大変いろいろ

な御議論が出てくるのではないかと考えているところでありますと、私どもとしては、それに対する課題があるのではないかと考えてございます。

2番目の○でございますが、これから必要にもかかわらず、都市で実際に特養の整備などはまだ全然進んでいないではないかといったことの一つの解消策として、こういった取り組みもあるのではないかという御意見を頂戴しておりますが、基本的に東京都などにおきましても、今、東京都の計画づくりを進めていただいておりますが、その中でも、今後、2025年、平成37年に向けて、6万人分にさらにふやす話が出てきてございます。

基本的に、都市であっても、東京都なども含めてできるだけ住みなれた地域に近いところで整備を進めていくところが、今の大きな方針となってございます。

そのような中で、住所地特例の拡大をやっていくことについて、都市部の自治体の皆さんには、費用の持ち合いということになりますと、地方の負担分を都市が負担をしてあげる形になりますので、果たしてそれに対して都市の皆さんのはうから合意が得られるかどうかというところは、1つ、懸念としてある。

かつ、介護保険の費用負担ということについて考えますと、現在、公費負担の中には、市町村の負担と都道府県の負担がございます。国の負担はもちろんございますし、2号保険料の負担などもございますが、国とか、2号保険料の負担については、それはどこにしようと必ず給付するものですので、特段問題はないと思うのですけれども、市町村分あるいは都道府県負担分については、それを持ち合うことについての合意形成が必要になってくると思いますので、そういった面からも、なかなかこれは実現ということからすると、難しい面があるのではないかということでございます。

また、移住される御本人の立場でございますけれども、例えば、徳島に移住されて、徳島でずっと暮らされて、だんだん年をとって、特養などに入られるといったことになるかと思いますが、移住しても、基本的には都市出身であるということで、都市の保険料を御負担されて、要介護状態になったときには、都市に要介護認定をして、必要なサービスを利用して、レセプトもそのような意味で都市に持っていくもらう形になってくることになりますので、地元に定着する思いで移住をされた方が、ずっと都市という看板を背負いながら暮らし続けることが、果たして本当に地域に溶け込むことになるのかどうかといったあたりが、1つ、本人の立場から見ると、疑問点としてあることと、実際に利用されるサービスについての指導、被保険者の利用するサービスの指導は保険者が行うことになってまいりますので、東京の大都会のような保険者が徳島の1つのサービス事業者に対して、しっかりと適切に指導が行い切れるのかどうかといった点の課題があるといったことで、デメリットが本人にとってみても大きいのではないかと考えられるところでございます。

2枚目にまいりますけれども、とはいえる私どもとしても、地方移住を推進する意義 자체を否定しているものでは決してございませんので、これは重要な問題だと考えてございます。

その際、今の住所地特例の議論は、どうしても必要な費用の負担を都市で負担するのか、

地方で負担するのかという問題に收れんしている部分があるかと思っておりますが、それだけの議論ではなくて、むしろ移住を実際に進めるを考えるとすれば、高齢者自身が移住したいと思うような環境をつくっていくことが非常に重要な課題なのではないかと思っておりまして、そのため、今、実は日本版CCRCと言っておりますけれども、実際に都会の高齢者が地方に住んで、元気なうちはその地域で暮らしながら、生涯教育とか、地域での農作業をされたりとか、いろいろなことをやりながら暮らして、かつ、ある程度、年をとってきたときに、必要な医療が受けられたり、介護サービスが得られたりといった街づくりを考えていくことを、この日本版CCRCの中では検討していくたいと思っています。

これは、単に箱物をつくる話ではなくて、必要なソフトも含めて、地方で暮らしていく上での環境を整えていくことをここで考えることになっておりまして、これがまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で昨年の12月27日に決定されておりまして、今後、これを具体的に検討する中で、今の移住の問題をどう対応していくべきかといったことを検討していくだくほうが、より実際の移住が進む形につながるのではないかと考えてございます。

具体的な総合戦略の抜粋はその次の3ページにございますけれども、◎に書いてあります「『日本版CCRC』の検討」でございますが、実際に東京に住んでおられる方の中でも、50代男性の半数以上あるいは50代女性、60代の約3割が地方に移住する機会があればという意向を示しておられるということがございますので、今年度中に有識者の検討会を設けて、27年度の中で具体的な議論を行って、課題、論点の整理を行う。

そこで結論をいただいた上で、実際に28年度以降のモデル事業を実施して、その実施状況を踏まえて所要の措置を講じて全国展開するといったことが、今、考えられてございますので、ぜひこういったところを活用しながら、具体的な移住が進むような取り組みを考えていくようにしたらどうだろうかということで、御提案をさせていただきたいと考えてございます。

最初の①の御説明は、以上でございます。

続きまして、②につきまして、最後の4ページをごらんいただきたいと思います。

○安濟課長補佐 続きまして、4ページ目でございます。

特養の入所の関係についてお尋ねがございましたので、資料を用意してございます。

本来でございましたら、高齢者支援課長の辺見が御説明に上がるところでございましたが、国会の関係で、かわりに課長補佐の安濟が説明をさせていただきます。

特養に入所できないために、移住が阻まれている現状について、これを解消する方策を検討するというお尋ねでございました。

1つ目は、移住した後の話についてですが、地域にいらっしゃる住民の方と同じように特養に入ることができますので、そこで何か支障があることは、我々としては、承知はしてございません。

一方で、特養入所の判定に際して、都道府県ごとに作成をされている、入所に関するガイドラインの中で、従来の生活の継続の観点から、現住の市町村内に施設が存在すること

などの居住地を評価する基準を設けている場合がありまして、こういったガイドラインに基づきまして、各施設の入所指針でも居住地を評価している実態があることは承知してございます。

国のはうでは、介護の必要の程度及び家族の状況等を、入所の判定に際して判断をするようにと省令に定めてございますので、地域の居住地を評価しているということは、地域ごとで判断をされているということでございます。

各施設の入所指針でございますけれども、自治体と施設が相談した上で施設が作成するものでございますので、各施設において、そういった居住地の基準を盛り込まないことも可能でございます。

また、入所指針を作成する際のガイドラインの記載事項については、各自治体で判断することが可能ですので、こういった移住地施策との関係の整合性も踏まえて、受け入れ側の都道府県でガイドラインに盛り込まないことは、現行の仕組みのもとでも可能となつてございます。

近年、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの施設、住まいも増えておりますので、こういった施設であれば、入居後に要介護度が上昇したとしても、引き続き必要な医療や介護を受けながら、住みなれた場所で暮らし続けることもできますので、これらの施設の活用も進めることも重要であると考えてございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

○鈴木委員 資料をあと2つ提出していただいていますので、その御説明もお願いします。

○榎本課長 縦紙の③の枠で、想定形式でお配りしたものがあるかと思います。

サ高住入所者の場合、要支援・要介護者になるのが何年後でも、住所地特例を認めるのか、期限があるのかというお尋ねでございますけれども、これは、昨年、介護保険法改正を行いまして、今年の4月から、有料老人ホームに該当いたします、サービス付き高齢者向け住宅は住所地特例の対象になってまいります。

これは今も既に対象になっております、普通の有料老人ホームと同様に、要介護認定を受けているか否かにかかわらず、入所者自身、住所地特例の対象となるという整理をしておりまして、例えば、10年以内でそれを超えたら、要介護認定を受けても住所地特例を適用しないのかということではなくて、特段の期限は設けていないという整理をしてございます。

もう一つの紙でございます。円グラフが2つ並んでいるものでございますけれども、これはサービス付き高齢者向け住宅に入居しておられる方の年齢の分布と要介護度の分布をごらんいただいております。

年齢分布のところをごらんいただきますと、入居者数についていいますと、先生が特にこれを出されている意図としては、74歳までの方はどれぐらいおられるのかというところだと思いますが、その方が13.5%ほどおられることが実態でございます。

一方で、75歳以上の方が8割ほどを占めておられるのも実態でございます。

要介護度ですけれども、「自立」という方が11.5%、それから、要支援の1、2、3と要介護の1、2、3、4、5といった、ごらんいただくような数字で分布をしておる状況でございます。

ですので、サービス付き高齢者向け住宅は、先生にもよく御指摘いただきますが、元気な方も入られるではないかと、もちろんそのような方も入れることを我々も想定して、早目の住み替えを言ったりしておりますけれども、実態的に見ると、かなり年配の方が多く入っておられていて、かつ、要支援なり、要介護ということで、何らかのサービスを利用する方が非常に多いことがうかがわれるということでございます。

概略は、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、一番最初のところからいきたいのですが、御説明は、基本的には仮に大都市と地方とが連携してやるとしても、大都市自身にそのような動機がないだろうということが一つの論点で、もう一つは、今度、まち・ひと・しごとで新しい仕組みができるので、日本版CCRCを使えばいいのではないかと、このような2つの論点があったと思うのですが、このまち・ひと・しごとの日本版CCRCについて伺いたいのですけれども、例えば、仮に大阪から徳島に移る人がいた場合、具体的には、これはどのようなことが従来と違うわけですか。

○榎本課長 普通、移住というと、普通の住居に移住するケースだと思うのですけれども、このCCRCは、アメリカにおいて、今、かなり発達しているものでございますけれども、自立型の住まいもあれば、ある程度、軽い程度の要介護の方も暮らされるような住まいもあったり、あるいは、もっと介護が必要な方向けの住まいもあったりということで、その方の状態に応じての対応できるものを用意して、そこに住みかえることはできるようになっていることと、単に住まいがあるだけではなくて、そういう方々が暮らしていく上での普通の日常生活はどのように送っていくのか、その人の生きがいをどうやってつくっていくのかということを考えていったりとか、あるいは、地域とのつながりも当然必要になってくるでしょうから、地域との交流をどう図るのかといったことを考えていったり、のようなソフト的なところを組み合わせて、安心して暮らせるような、一つのタウンをつくりしていくイメージで考えてございます。

具体的なものとしては、アメリカにもいろいろな例がございますし、実は国内でもこのようなCCRCを日本版で考えてみようという動きが各地にありますし、そういうしたものもいろいろと意見を取り入れながら、これから内閣官房の検討会で検討されていくことになると考えてございます。

○八田座長 これは、例えば、1990年ぐらいからアメリカで急に盛んになったアシステッドリビングというものがあって、民間の企業がやる場合もありますけれども、かなり広い場所をとって入るとか、公共団体がやる場合、NPOがやる場合があるのですが、あれのこと

ですか。

○榎本課長 おっしゃるとおりでして、民間企業がやるものもあれば、NPOがやってたり、あるいは、大学がこれに絡んで生涯教育とかを交えていったりとか、そういうものがございます。

実は、国内でも秋田県などは秋田銀行さんがそのような研究会をされておられたり、高知県であれば、高知大学さんなどがこのような研究を産官学でやっていただくことも検討されていることも聞いておりますので、そういうものとうまく結びつけていけると、うまく移住につながっていくのではないかと思います。

○八田座長 そうなのですが、では、そこでの介護保険はどこがお金を持つのかという問題は全く今のままで残るのではないかと思うのです。

保険料プラスいろいろとお金を払って、そのような非常にいいサービスが得られるかもしれないけれども、基本はやはりそこの自治体が負担するなら、地元の地方の自治体としてはきついから、来たところに出してもらいたいということはあると思う。

そこの財政負担のことは、何か考えているのでしょうか。

○榎本課長 基本的に、今、私どもが想定しておりますのは、今、ある有料老人ホームの仕組みあるいはサービス付き高齢者向け住宅の仕組みを活用していただければ、この仕組みはかなり柔軟に適応できる形になってくると思っておりまして、そうなると、地元にとってみれば、住所地特例は適用されますので、それによって地元負担はなくて済む形になってくるのではないかと考えております。

○八田座長 では、あとは委員の方から御質問をどうぞ。

○鈴木委員 3回、この議論をしているわけなのですけれども、基本的には、お立場上、毎回、御説明していただいた地域保険というところから始まるのは、よくわかるのですが、この問題の本質は、そもそも介護保険ができるときは地域保険という想定で、あのころの議論を私も覚えていますけれども、大変革的なコンセプトで始まって、地域保険でうまくいくだろうとみんな思っていたわけなのですが、スタート時点はそれでよかったですけれども、だんだんとそこからずれてきた。

何が違うかというと、先ほど施設の方から説明していただきましたけれども、施設の整備状況は大分格差が出てきてしまっていて、入れないから、例えば、息子のいるところに移るとか、そのような移住行動が見られるようになった。

団塊の世代より上の高齢者の方々は、都市部に移ってきて、戻るような行動の人たちも出てきていて、地域保険ではなかなか完結しない場合も出てきたということだと思うのです。

そのような実情に合わせて、地域保険という考え方をどう変えていくかという過渡期というか、移動するような時代にどう合わせていくかという、大きなテーマだと思います。

その中で、厚労省も特養とかで移った場合には、費用負担を融通し合おうという、住所地特例みたいなことが出てきて、それがサ高住にも広がってきたわけです。

私がここで申し上げたいのは、大きなテーマが一方であるのだけれども、現実問題としても、サービス付き高齢者向け住宅までこの問題が広がってきて、先ほど御説明いただいたように、サービス付き住宅に入る場合には、1割ぐらいの人は自立で移れるわけです。この人たちは、幾らでも移住したところで待っていて、後に住所地特例にかかる状況になっているわけです。

そうすると、徳島とか、高知とか、今、いろいろな自治体が要望していますけれども、65歳の1号被保険者で、将来、介護の不安を抱えてきて、自分の田舎に移るという人たちが、いずれ施設に入ることを想定して移住することと、規制上、法律上、何が違うのですか。

ここまで認めているのであれば、地域保険という考え方から大分変わってきているわけですので、それをもうちょっと広げることに、概念的、理念的に何かまずいことがあるのですかということが、初めからお聞きしていることではあるのですけれども、それは何が違うのでしょうか。

それを最初にちょっと確認しておきたいと思います。

○榎本課長 これも何回もここで御議論させていただいているところでございますけれども、地域の住民の方々によって地域の保険を運営することが基本的な姿で、鈴木先生も重々御承知のところだと思っております。

これまでもそういう原則の中で、とはいえる、サービス提供体制を整えていくためのやむを得ない措置という形で、入所型の施設を中心として、住所地特例制度はできてきたところでございます。

ですので、基本的には、必要なサービス提供体制を阻害する場合に、こういったものを認める取り扱いをこれまで行ってきておりましたので、今回、移住について行っていくと、それは何か施設整備を阻害するという問題とはちょっと変わってくる部分が、正直、あるのかなと思っています。

つまり、都会の方はいつまでたっても基本的に都会の被保険者であることを維持する形になってくるかと思いますので、それは、その地域にお住まいでありながら、介護保険の世界においては、地域の住民という扱いをしないという取り扱いをすることになってくるかと思います。

それは本来の地域の人たちみんなで支えるというあり方、地域での給付と負担のバランスを考えたときに、大きな原則的なところを変えていく問題になってくるのではないかと考えておりますし、そのような意味で、これはなかなか難しい課題だと考えているものでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

御説明はよくわかるのですけれども、では、サービス付き高齢者住宅を認めることは、大きな原則を崩すことにならない理由は何でしょうか。

○榎本課長 サービス付き高齢者向け住宅については、先ほどの図でもごらんいただきま

したように、基本的にサービスを提供する。高齢者の方々は、医療なりあるいは介護なりのいろいろな不安を持っておられる方が当然多くございますので、一般の方であれば、地域の普通の御自宅でお暮らしになりながらということになるわけですが、なかなか自宅での暮らしが難しくなってくることを、ある程度、考慮した上で、必要なサービスをいざとなつたときにすぐに受けられる、あるいは、現に必要としておられるので、そういういたサービスを受けられる場ということで、このサービス付き高齢者向け住宅の整備がされていると認識しております。

これは、いわば、一定のサービスとセットで住まいを提供する、一つの施設的な性格を持っているのではないかと考えておりますので、そのような意味で、このサービス付き高齢者向け住宅は、単なる一般の我々が住んでいる住居とは性格が異なってくる部分になるのではないかと考えております。

○鈴木委員 ますますしつこい質問なのですけれども、そのような考え方でいうと、例えば、サービス付き高齢者向け住宅に、待機という意味で入れない、あるいは、特養のような形で入れない、でも、入りたいけれども、移って、入れていない人は、同じニーズを持っているわけですけれども、入れるか、入れないかだけで区別するような制度に、介護保険はそもそもなっているのでしょうか。

○榎本課長 先生に御指摘いただいているのは、そもそもサ付きに入る前の状態ですね。

○鈴木委員 入りたいのだけれども、入れないという人はどうなるのでしょうか。

○榎本課長 入りたいけれども、入れないというのは、結局、サービス付き高齢者向け住宅にしても、特養にしても、いずれにしろ御本人が選択をしてここに入りたいということを申し込まれることが前提としてあるかと思います。

その上で、現に申し込んでいる状態の場合のときには、それぞれの御自宅におられることが前提かと思いますので、御自宅におられる以上は、要介護状態になってまいりますと、まず、そこで在宅のサービスを利用しながら、順番を待つことになるかと思うのです。

そういうときには、それは御自宅でお住まいになりますから、本来のそれぞれの地域で適用することになりますので、施設に入っている状態と、在宅で暮らしている状態と、そこは一つ線が引かれている部分があると御理解いただいたほうがいいかと思います。

○鈴木委員 ごめんなさい。例えば、このようなケースです。

特養に入りたいとか、サ付きでもいいのですけれども、入りたいと思っているけれども、たまたま待機老人になっていて入れない、在宅で移る、この人が将来的に特養に入れました、サ付きに入れましたということで、住所地特例を受けることができるのかどうかというか、それを自治体は望んでいるわけですけれども、たまたま待機老人になってしまって入れないことと、たまたま入れたので、住所地特例を認めるとの間の区別というか、不公平を認めるのは、それはいろいろな厚労省の御趣旨と整合的なのでしょうか。

○榎本課長 すみません。先生の御趣旨がうまく飲み取れていない部分があるのでないかと私自身は思っているのですが、特養に入れないので、在宅で移るということは、先生

がイメージしておられるのは、例えば、東京で、特養は徳島のほうで入りたいと思っているのだけれども、あきがないので、しばらく徳島のお住まいをどこか決める。

○八田座長 娘の家とかね。

○榎本課長 そのようなイメージでいらっしゃいますね。

そうすると、その場合は、娘さんなら娘さんの家におられることになりますので、今の取り扱いからすると、そこは在宅だという整理になるかと思っています。

ですので、その意味で住所地特例は適用されるわけではないわけです。通常の移住と同じような整理になっている。

その後、特養に入られることになると、それは一旦自分の生活の本拠を徳島に移されていることになりますので、生活の本拠がどこにあるのかということで費用負担の持ち合いを整理することになってまいりますので、娘さんのところが生活の本拠だということであれば、その自治体が負担する、徳島なら徳島が負担をすることにならざるを得ないのが現在の状況です。

そのところをどうだろうかとおっしゃるのだと思うのですけれども、そもそも移住という形で想定すると、今、先生がおっしゃっているのは、まさに特養に入るために移られるということなのですが、そうであれば、そもそも今は東京に住んでおられるなら、東京に住んでおられる中で、どのようなサービスを受けながら、とりあえず暮らすか。あるいは、わざわざ徳島まで戻らなくても、東京の近郊で入れるところはないだろうかということを実際問題として探されることになると思うのです。

それは人によっていろいろなケースがあるとは思うのですけれども、必ずそのような人がいるから、では、そのようなところはどうなのかという、もちろんそのような例もあるかとは思いますが、基本的には、住んでいるところでの住民としての取り扱いをするのが原則にならざるを得ないことは、御理解をいただけるとありがたいかと思っております。

○阿曾沼委員 原則はすごくよくわかるし、そのような成り立ちでしてきた制度だという事も理解します。

国家戦略特区は、現在がどうかではなく、将来を見越して実験をしていくために、どのようなやり方があるかということを議論することだと思います。

CCRCも、アメリカが終の住処を自分で決定するという観点で、どのように地域がサポートするかという考え方のもとで出来た仕組みですよね。

ですから、今後の高齢化の進展だとか、要介護人口の拡大だとか、核家族化等の社会の変化を見据えて考えていく事が必要だと思います。例えば、年配者は遠くの息子よりも近くの娘に見てもらいたいという要求もあるかもしれません。そうすると、やはり地元に帰りたいなどという人も出て来るかもしれません。

もう一点ですが、個々人の終の住処の決定権の問題を考えたとき、自治体間の協議で合意した場合、それができない理由というところを説明いただきたいのです。

そこが、どうも納得感がいかないのですが。

○榎本課長 そのような合意がそもそも得られるのかどうかというところが、1つ、議論が必要な部分があるところがあるかと思っているのです。

○阿曾沼委員 それは、当然、そうですね。

○榎本課長 そのような意味で、この紙ではそのように書かせていただいているのです。

○阿曾沼委員 ただ、それも国が斟酌する必要が本来あるのかという部分がありますね。

○榎本課長 ただ、我々として仕組みとしてつくることになれば、それはちゃんとワークすることが恐らく求められてくることになるかと思いますので、一方で、この提案ですと、基本的に地方の負担を都市で負担するという、負担を移しかえる形になってくる。

突き詰めて言えば、そのところをどう整理するか、それが受けとめられるのかどうかというところにかかるてくるかと思っていますので、そのような点では、なかなか難しい課題があるのでないかということで提案させていただいております。

○八田座長 よくわかりました。

私どもとしては、全く可能性がないのなら、自治体同士の折衝をしてもしようがないと思っていました。しかし、少なくとも受け入れ側は非常に切実に要望しておられます。そのパートナーとの密接な協議というところまでは必ずしもいっていないのですが、今、お話を伺ったところでは、当事者が望まないだろう、それから、それを大都会もサポートしないだろうというお話をしたので、我々としても、今、おっしゃったように、具体案を出していくように努力すべきかと思うのです。

それから、コンセプトの問題ですけれども、課長がおっしゃるお考えはよくわかるのですが、先ほど鈴木さんが言られたような、サ高住との差は何ですかということだと、一遍居住しているからなのですということなのですが、例えば、それを無制限にしないで、ちゃんと施設に申し込んでいて、しかも何年間は待機者として認めることにすれば、その待機者に関しては、住所地特例を認めることがあり得るのではないか。

課長がおっしゃっているのは、無制限に、ただ行って、ぱっと15年後に体が悪くなったらから、もとの住所地のものでやってくださいというものはまずい、特に地元が保険者になっていた後にそれをやるのはまずいということだと思うのですが、今、鈴木さんがおっしゃっていたのは、非常に限定された待機者ならば、その期間ももとのところが全部やればいいではないかと。そうなると、もしそのようなことで可能ならば、我々としても、早速、具体案を出して検討してもらおうかと思うのです。

○榎本課長 今の御議論を伺っていると、いろいろな想定しておられる移住のイメージがあるのでないかと思われるのです。

1つは、特養に入るために移るケース、先ほど先生がおっしゃったようなケースがあるのと、一方で、元気な人の移住を進めて、できるだけ地域を活性化させようというイメージで移住を語っておられる面と、そのギャップが大きい部分が、正直、あるかと思っています。

活性化させることを考えるのであれば、できるだけ元気なうちに来ていただいて、高齢

者自身が来たいと思うような、移住の誘致ができるような体制をつくっていくことが恐らく必要になってくると思いますので、そのような意味で、CCRCは一つの手段としてあり得るのではないかと思っています。

実は、このCCRCも有料老人ホームとか、あるいは、サービス付き高齢者向け住宅などが中核になるのではないかと思っておりますので、そのような意味で、費用の持ち合いということからすると、現在ある住所地特例は適用できる形になりますので、そのような意味で、地元の負担ということにもなりませんし、あるいは、相手先を見つけてわざわざ協定を結ぶ必要も、逆に言うと、これだとないわけなのです。

ですから、魅力的な場所としてこれが設定できるのであれば、高齢者自身が来たいと思うようになる形になりますから、より使いやすい形に恐らくなってくるはずだと考えています。

そのような意味で、一般的な移住を進めるということであれば、むしろこちらを使っていただいたほうがより望ましい形になるのではないか。

今の高知県とか、あるいは、徳島県さんとか、秋田県さんの御提案は、むしろそのような意味合いでおっしゃっているのではないかと思いますので、むしろこちらで対応していただいたほうが、より実際につながりやすい形、実際にモデル事業などもこれからやっていくことも言っておりますので、そういったことで検討していただいたほうがよりよいのではないかと考えております。

○八田座長 両方ともあっていいように思うのです。

このCCRCで住所地特例を認めていくのもいいし、特にこれがあればいいのですが、そこもいっぱいだというときには、ちょっと待機で1、2年ということもあり得るかもしれませんね。

だから、それは特養の場合もそうですけれども、特定の住所地特例が認められている施設に入る前の1、2年というか、2年ぐらいですかね、その期間をそのような条件でもって認めることにするのならば、これには使えるし、あれにも使えるものになるのではないかと思います。

○榎本課長 もう一つの特養に入るためのワンクッションというイメージなのですけれども、これは実際のケースはあると思うのですけれども、実際問題、かなり要介護状態になってくる方で、特別養護老人ホームについては、今後、この4月から要介護3以上の方を原則とする形になってきておりますので、基本的には、ある程度、要介護が進んできておられる方を入所対象として考えることになってまいります。

そういうなりますと、どこかでワンクッションを置いてということよりも、実際の入り方としては、病院に入院しておられたりとか、あるいは、老健施設に入られたりとか、そのようなところを経由して入られる方のほうが、基本的には多くなってくるのではないかと思っていまして、もちろん、娘さんのところにという、先生のおっしゃったようなケースがないとは言えないとは思っていますが、そういった場合については、現在のやり方の中で

十分対応できるのではないかと考えています。

例えば、老健施設に入られてから徳島の特養に移られるということであれば、老健施設に入っておられれば、それで住所地特例の適用対象という形になってまいりますので、それがまた次の施設に行ったときにも、住所地特例を引き続き引き継ぐ形になっておりますから、それについては、東京で負担をする形になってまいりますので、そのような意味での問題は生じないと考えております。

○八田座長 どうぞ。

○羽野課長補佐 1点だけ、補足させてください。

誤解を恐れずに言わせていただきますと、要介護状態の方を移動させるようなことは、端的に申し上げると、いわゆるうば捨て山の議論になりかねないので、そのようなワンタッチで、1、2年でという話になると、どうしてもうば捨て山予備軍の話になりかねないので、私は慎重であるべきだと思っています。

そのような意味で、元気な方が移住していただく、その方が高齢になって要介護状態になつても、その地域で受けとめるという仕組みをどうつくっていくかということだと思いますので、それを考えるならば、どちらかというと、ワンタッチという議論よりも、そこを地域で元気なうちから受けとめるやり方は何がいいのかという御議論をいただいたほうがいいのではないかと思います。

○八田座長 うば捨て山というか、本当に面倒を見てくれる親類、娘とかが田舎にいる場合には、まず、大変だったら、そちらに行こうということは大いにあり得ると思うのです。それで、さまざまな在宅のサービスを受けながらやることはあると思うのです。

それから、日本版CCRCも、本当にどこにでもできればいいけれども、なかなかできる直前というときに、先ほど言ったような、きちんとディファインされた形で待機されている人も、元気な人でいると思うのです。

両方とも、ある意味では、今、我々が提案しているようなことで対応できるし、後者の場合なら、今、おっしゃったような元気な人の場合でも、ちゃんと後で入る当てがあるのならば認めてあげようとか、そのようなことになるのではないかと思います。

○阿曾沼委員 親の介護をした経験からいいますと、本人も家族も親が要介護1とか、要支援になって初めて、将来を真剣に考えていくんですね。

そこに、うば捨て山なんて概念はなくて、本当に真剣に家族や本人は、今後の終の住処のことを考える訳です。そこは余りネガティブに考える必要はないのではないでしょうか。

ただ、それはそのようにならないような条件設定をすればいいということは思います。

○羽野課長補佐 この住所地特例の制度をもし仕組みとした場合に、例えば、東京から徳島に行く場合に、要介護1か要支援か何かになって、地元に帰っていただくかどうかという議論をするときに、例えば、東京都と徳島が協定を結んだとき、東京の協定を結ぶというスタンスが、東京ではその人を受けとめないから、お金だけは払う、徳島の実家の家族の人のお世話になって、お金は後で払うからというスキームをつくることが、果たしてど

のようなメッセージになるのかということを私は危惧しているということです。

○八田座長 だから、明らかに戻りたいという人がいたら、戻りやすくしてあげることは支援ですね。

○鈴木委員 うば捨て山は、本人が望んでいないのです。でも、この場合は本人が望むから行くので、全く違うと思います。

○榎本課長 おっしゃることはよくわかるのですけれども、世の中というか、特に批判的な方々の受け取り方からすると、このあたりは非常にセンシティブな面があることは十分御承知いただけるところかと思います。

○八田座長 その批判的な人の目を気にして、本当に望んでいる人ができないような状況はまずいし、やはり現実問題として東京に無理してどんどんつくるのは無駄だと思います。

ずっとここに住みたいという人がいる場合には、それはいいですけれども、もちろんそのような人たちには狭いところに住んでもらうことになりますけれどもね。

○榎本課長 先生がおっしゃるように、それぞれの希望が実現できるようにすることは、当然、大事だと思っております。

高齢者自身が特養をどこに入るかということを選択できるようにすることは、もちろん、それが大前提だと私どもも考えておりますので、そのための基盤整備を進めることが大事だと思っております。

基本的には、住みなれた地域で整備をしていくことが前提かと思っておりまますので、東京は東京で、それなりに東京の中でしっかりと整備ができるようにしていくことを、今、東京も舛添知事がリーダーシップをとって進められることになっておりますし、もちろん、地元にUターンで戻られるのも、それはあってしかるべきだと思いませんから、それは今の仕組みの中でも、当然、想定してやっていきたい。

そのような中で、もし何らかの介護の不安を抱えておられる形であれば、こういったCCRC的なものが各地域で整備されてくるようになれば、そういうところにお戻りいただければ、より安心してお戻りいただくことも可能になるのではないか、費用負担という面においても、地元の負担は解消できるのではないかということで御検討いただければと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

CCRC自体は大変いいことだと思いますけれども、その前段階もあるだろうと、とにかく希望する人に対して、できるだけ希望がかなうようにしようということに対して、どうもきょうのお話を伺っていると、理念的には反対することは特にないと思えたのですけれどもね。

○榎本課長 要は、基本的に、CCRC的なところで対応できれば、それで大体の御懸念されおられるような実際の問題はかなり受けとめることができるのではないかということで、御理解いただけたとありがたいかなと思っております。

○八田座長 ちょっと時間もないのですけれども、政務に上げていくか、こちらのほうと

しても、もう少し具体的に検討をすべきですね。その案をもって、また御検討願いたいと  
思います。

では、お忙しいところをどうもありがとうございました。